

魚津市公有地を活用した水力発電設備設置に係る民間提案募集事業実施要項

1 目的

本事業の募集は、本市が保有・管理する公有地の活用に関し、民間企業等による水力発電設備の設置を促進することで、地域の再生可能エネルギーの導入を進め、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に実施します。

2 事業の概要

(1) 募集する提案

次に掲げる対象用地を活用した「水力発電設備の設置及び発電電力等の活用」について提案を募集します。

【対象用地】

- ・魚津市道坂字川原割 1500 番 2 (1,861 m²)
- ・魚津市道坂字川原割 1501 番 1 (234 m²)
- ・魚津市道坂字川原割 1501 番 2 (16 m²)

(2) 提案の内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ①指定する公有地を活用した「水力発電設備の設置」及び「設置した水力発電設備の運用・維持管理」、「発電電力等の活用」を含む提案であること。
- ②水力発電設備で発電された電力の環境価値が市に帰属する提案であること。
- ③売電等による利益を得るだけの計画ではなく、地域振興や地域課題解決に資する内容が盛り込まれた提案であること。
- ④魚津市が採択を受けている、環境省の「重点対策加速化事業」に基づく「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した事業提案であること。
- ⑤④の条件を満たすにあたり、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」および「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）」を確認し、それぞれの内容に合致した提案とすること。

(3) 対象としない事業

次に掲げる要件のいずれかに該当する提案は対象外とします。

- ①市に過度な財政負担が生じる提案
- ②民間事業者が実施することが適当でない事業に係る提案
- ③法令等に抵触する提案
- ④「重点対策加速化事業」に基づく「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用しない提案

3 提案者の資格要件等

提案者は、単独企業又は共同企業体（JV）を問いません。ただし、共同企業体の参加の場合であっても、その全ての者が次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 国税及び地方税について滞納がないこと。魚津市に納税義務を有しないものにあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (6) 10 年以内に「小水力発電設備（200kw 以上 1,000kw 未満）の設置及び運営」業務の実績を有すること。

4 実施スケジュール

内容		日程
①	実施要項の公表	令和 6 年 9 月 17 日（火）
②	現地調査、事前相談、質問等の受付・実施期間	令和 6 年 9 月 24 日（火） ～令和 7 年 2 月 21 日（金）
③	提出書類の受付	令和 7 年 2 月 25 日（火）～3 月 7 日（金）
④	提案（プレゼンテーション）審査	令和 7 年 3 月中旬予定
⑤	審査結果の通知	令和 7 年 3 月下旬予定

※②の現地調査、事前相談、質問等については期間中は随時受付・対応いたします。

5 提案の方法

(1) 提出書類

提出書類及び提出部数は次のとおりです。

- ① 提案提出書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 2 号）

③ 提案者概要書（様式第3号）

④ 提案書（様式任意） ※A4サイズ20ページ以内とする。

(2) 提出方法

担当部署まで持参又は郵送してください。また、持参又は郵送による受付後、提出書類の電子データの送付もお願いします。

※担当部署の住所及びアドレス等は巻末に記載してあります。

(3) 提出期間

令和7年2月25日（火）～3月7日（金）

※期間外の提出は無効となりますのでご注意ください。

(4) 事前面談及び現地調査

①事前面談（必須）

提案を検討されている事業者は、対象期間中に必ず事務局と事前面談を行ってください。事前面談の申し込みを行う場合は、事前面談申込書（様式第4号）を電子メールで事務局に提出してください。

②現地調査（任意）

提案内容の検討に当たり、現地調査を行うことが可能です。現地調査を希望される場合は、現地調査申込書（様式第5号）を電子メールで事務局に提出してください。

なお、現地調査を行う場合、周辺の土地所有者等への通知はそれぞれの事業者で行ってください。

(5) 対象地での水力発電設備導入に関する調査報告書の共有

令和4年から令和5年にかけて本市が実施した対象地での水力発電設備導入に関する調査（脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業）の報告書が必要な場合は、対象期間中に調査結果提供依頼書（様式任意）を電子メールで提出ください。

(6) 質問書の提出

本要項の記載内容に関することや、提案内容を検討する上で質問がある場合は、対象期間中に質問書（様式第6号）を電子メールで提出してください。

※回答は随時HP等で公表させていただきます。

(7) 留意事項

①費用負担

提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

②図面等の借用

提案内容の検討にあたり、本市が保有する図面等を借用するばあいは、図面等借用書（様式第6号）を提出してください。

③法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします

④失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要項3に定める資格要件を満たさない場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ その他、市が定める手続きを遵守しない場合

6 提案審査及び交渉権者の選定

提案審査を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を本市との交渉権者とします。

(1) 資格審査

提出された「提案者概要書（様式第3号）」の記載内容が、本要項3に定める資格要件を満たしているか、事務局で審査します。

(2) 提案審査

資格審査において有効提案とされた提案について、提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れた提案を選定します

①実施予定日 令和7年3月中旬 予定

②プレゼンテーション内容

- ・プレゼンテーションの時間は1者あたり説明20分、質疑10分を目安とする。
- ・提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは不可とする。

※その他、詳細は参加者あてに事前通知するものとする。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容
事業効果	・本市のゼロカーボンシティの達成に寄与する提案であるか ・地域振興や課題解決等につながる提案であるか
独自性	・提案者の独自のアイデアや工夫に基づく提案であるか
実現性・継続性	・業務実績を含め、事業計画実施に係る具体性（実現可能性）のある提案か ・収支計画等に無理が無く、継続性の高い提案であるか
公益性	・公益性や地域性の視点を持った提案か
その他	・本市に過度な財政負担が生じない提案であるか ・本市への収益還元や市内における経済循環等への配慮は考えられているか

(4) 審査結果の通知・公表

審査結果を書面により通知する。

※ 採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

7 事業化に向けた協議

- (1) 採用となった提案については、市と交渉権者で提案内容を基に事業化に向けた協議を行います。
- (2) 協議に当たっては、必要に応じ市と提案者の間で事業化に向けた協定を締結するものとします。
- (3) 協議の期間は、原則として提案の採用から1年以内とします。ただし、市と提案者が協議し、双方が合意した場合は協定期間の延長ができるものとします。
- (4) 協議により提案内容の実施が明らかに困難であることが判明した場合は、協議不調とし、事業化を見送ることとします。
- (5) 協議が不調となった場合は、締結した協定を解除します。また、協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等について本市は責任を負いません。
- (6) 市と交渉権者の協議が成立した場合においても、何らかの理由により提案事業の実施ができなくなった場合は、提案の事業化はされません。

8 事業実施

- (1) 本市と交渉権者は、詳細協議により双方が合意した場合、提案事業の実施に係る随意契約を締結します。
- (2) 契約後の設備の運用、維持管理については原則提案者が行うものとしませんが、必要に応じて市との協議を行うものとします。

9 担当部署

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 生活環境課 環境政策係 担当 高瀬

TEL 0765-23-1004 メール seikatsukankyo@city.uozu.lg.jp